

標記會社従業員ハ會社ヨリ復讐嘆願ヲ拒絶セラレ本月二十五日始發時ヨリ一部罷業ノ状態トナリタル件ニ関シテハ既報ノ通りルカ其後ノ状況左記ノ通ニ有之

記

一 勞働者側ノ動靜

勞働者側ニヤリテハ前報通一部罷業ヲ決行スルト共ニ即日第
議團本部ニ幹部集合シ爭議編成ヲ

爭議部長 吉川儀一

動員部長 高橋進治

職務部長 大谷衛三

連絡部長 土田安定

水収部長 加藤 信

ト決定スルト共ニ種々爭議對策ヲ協議セル結果正式ニ要求書
ヲ前田吉郎、石丸勇、加藤信ノ起草委員ニ於テ作成本月二十
六日午前中會社ニ提出スルト、ナリタルカ要求條項左ノ通
(英分字句ノ修正アルヤモ知レス)

一 要求條項

- 一 職首者ノ即時復職セシムルコト
 - 二 不當職首ヲナサ、ルコト
 - 三 昇給規程ヲ制定セラレタシ
 - 四 爭議費用ヲ金額支給セラレタシ
 - 五 今回ノ爭議ニ際シテハ絶對ニ犧牲者ヲ出サ、ルコト
 - 六 爭議中出勤扱ニサレタシ
- 前記ノ通爭議對策ヲ決定スル一方別記(一)(二)ノ如キアジビラ
ヲ従業員ニ配付スルト共ニ會社側ノ切實ヲ防止スル為革新同
盟幹部田中外業ハ石井吾作、大田通太郎以下三十二名(内四名)
ヲ指導シ吾下井ノ頭公園ニ集合セシメ會所附近ノ民家ヲ借り
受テ引揚場所ニ充テテント二十五日終日借家ヲ糶シタル結果
今日午後九時頃吾下三鷹村下連雀ニ一所在ノ空家ヲ借り受ケ
ル交渉纏ワリ會所ニ集合者ヲ收容シ爭議團本部ト連絡ヲトリ